

2022年度（令和4年度）

一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会



日 時：令和4（2022）年6月18日（土）10:00～

場 所：遊学舎 研修室4 * ZOOM

議 長：中川 郁子 さん

議事録署名人：()・()

総会員数83名 参加者()名+委任状()名=()名 総会員数の(/)

定款 第16条に基づき、総会員数2/3以上の議決権を有しているため総会は成立

令和元4年度(2021年度) 総会目次

報告事項		
1)	令和3年度(2021年度)事業報告	
1)	令和3年度(2021年度)秋田県助産師会 通常総会	P4
2)	令和3年度(2021年度)理事会	P6
3)	地区活動 報告	P9
4)	各地区 所有物品 一覧	P9
5)	都道府県助産師会 代表者会議	P10
6)	北海道・東北地区懇談会	P13
7)	書く委員会活動 報告	
	(1)子育て女性健康支援センター事業	P16
	(2)災害対策委員会	P17
8)	関係団体との活動状況	P18
2)	会員の動向 表彰	P19
審議事項		
3)	令和3年度(2021年度)決算報告および会計監査報告	P20
報告事項		
4)	令和4年度(2022年度)事業計画	P22
5)	令和4年度(2022年度)予算	P24
6)	その他 2023年度 役員改選 会員からの立候補について	P25
🌸	一般社団法人 秋田県助産師会 定款	P26
🌸	一般社団法人 秋田県助産師会 細則	P33
🌸	各委員会 規約等	P34

日本助産師会 会長より 秋田県助産師会 総会への祝辞掲載予定

報告事項

1. 令和3年度(2021年度) 事業報告

1) 令和3年度(2021年度) 一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会

令和3年度 一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会 議事録			
日時	令和3年6月19日(土) 10:00~11:35		
場所	遊学舎 研修室4		
出席	10名	委任状	委任状66名 総会員数 総会員数3/4で総会成立
議長	宮野はるみ	議事録署名人	菅原光子
報告事項			
1. 令和2年度(2021年度) 事業報告			
1) 令和2年度 秋田県助産師会通常総会			
2) 令和2年度 理事会			
3) 地区活動報告			
4) 各地区 所有物 一覧			
5) 都道府県助産師会 代表者会議			
6) 北海道・東北地区懇談会：会場：札幌国際ビル			
北海道・東北地区研修会：令和2年10月16(土)~17日(日)			
7) 各委員会活動 報告			
(1) 子育て女性健康支援センター事業			
(2) 災害対策委員会			
①災害訓練 2021年2月2日実施 安否確認実施。全員確認まで12時間6分			
8) 関係者団体との活動状況			
2. 会員動向 表彰			
令和2年度 秋田県看護功労賞 篠原ひとみ			
令和2年度 日本助産師会 永年活動感謝状 牧 緑			
令和2年度 日本助産師会 会長表彰 菅原光子			
審議事項			
3. 令和2年度 決算報告書及び会計監査報告 【承認】			
報告事項			
4. 令和3年度 事業計画(ZOOM契約して会議・研修会で活用。感染対策取りながら)			
1) 保健指導部会~研修委員と研修会検討。母子保健コーディネーターは保健師向け。			
2) いいお産の日 県南担当 日時、内容 未定			
3) 組織強化：秋田は現在より9名増加目指す			
4) 各市町村の産後ケア事業 現在、湯沢・仙北・羽後町 予定、男鹿・由利本荘市 担当を確認していく。			
5) 母子保健コーディネーター事業：担当：猿田さん			
5. 令和3年度 予算			
6. その他 令和3年度 理事改選 結果報告			
令和2年度 一般社団法人秋田県助産師会 通常総会の議事録が 総会の内容と一致していることを認めます。 議事録署名人 :			
			原簿にサインあり

2) 令和3年度(2021年度) 理事会

第1回 理事会 報告

令和3年度(2021) 秋田県助産師会 第1回 理事会	
日時	令和3年(2021)6月19日(土) 11:30~12:00
場所	遊学舎 研修室4
出席者	宮野はるみ 高橋真樹子 古田由美子 成田和佳子 細谷由美子 柴田博美 谷口久美子 宮城智恵子 赤平敏子
欠席者	堀井雅美 猿田了子
<p>1. 報告事項</p> <p>1) 都道府県 代表者会議 (第1回 11/24・第2回 2/8) 報告</p> <p>2) 2022年度 日本助産師会 通常総会の開催予定 2022年5月27日 ★一橋講堂にて役員・代議員対面＋一般会員はトリミング配信</p> <p>3) 子育て・女性健康支援センター実施状況</p> <p>4) 産後ケア契約状況について(能代市・男鹿市・由利本荘市・羽後町・仙北市・湯沢市) ★委託料支払い方法について</p> <p>① 実施者本人への支払い可能な方法の検討 ➡産後ケア対応者一覧の作成し、協力助産院・実施者ということで支払い可能</p> <p>2. 協議事項</p> <p>1) 各市町村の産後ケア事業について</p> <p>2) 令和3年度(2021年度)会員の表彰候補者の推薦を各地区で検討</p> <p>3) ZOOMの契約について、料金等も考慮し</p> <p>4) 研修事業について</p> <p>5) その他</p>	
次回会議の開催予定 10月17日(日)10時~ 事業報告等	

第2回 理事会 報告

令和2年度年(2020) 秋田県助産師会 第2回 理事会	
日時	令和2年10月17日(日)10:00~12:00
場所	遊学舎 研修室4
出席者	宮野はるみ 高橋真樹子 古田由美子 赤平敏子 猿田了子 成田和佳子 細谷由美子 柴田博美 谷口久美子 宮城智恵子
欠席者	堀井雅美
<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 母子保健コーディネーター事業：研修会 9/15・10/21・11/11 3回実施</p> <p>(2) 秋田県助産師会 研修報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ★『ちょこっとZOOMで座談会』11/21 10時~11時30分 9名参加(対面5名 on-line4名) <p>(3) いいお産の日イベント報告 (11/3 zoomで実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 助産師が伝えたい、いのちの大切さ「いのちの出前講座」 ★ 25名参加。参加者の詳細は不明だが、県外看護学生などの参加もあった。 ★ 初めてのzoom開催でzoom操作・教材の工夫など苦心した。 <p>(4) 各市町村の産後ケア事業について*</p> <p>(5) 子育て・女性健康支援センター活動：電話:0~5件・メール:なし・3人担当者3名で実施</p> <p>(6) その他:苦情メールについて</p> <p>会員の名前指しでの苦情メールがあった。今後の対応含め確認した。</p>	
<p>2. 協議事項</p> <p>(1) 各種委員会活動について</p> <p>①各委員会の規定の改定：担当委員会等での改定作業の依頼をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 子育て・女性健康支援センター運営委員会 (真樹子) ii. 専門部会 委員会 (宮野) iii. 安全対策委員会 (古田) iv. いいお産の日 イベント実行委員会 (宮野) v. 教育委員会 (猿田) vi. 安全対策委員会 (古田) vii. 北海道・東北地区 研修会 要綱 (宮野) viii. 公益社団法人 日本助産師会 地区研修会 要綱 (担当 本部) <p>(3) 交通費規定の改訂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ ガソリン料金、キロ数の料金を理事会で決め、自己計算し請求書を財務理事へ提出する。 ★ 請求書のひな型を令和4年3月まで作成することとした。 <p>(3) その他・会員退会 2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 本部から40万円 助成金あり 各地区、必要なもの意見募集 ★ 苦情メール対応：双方の事実確認をし、理事会で協議の上で申出者に返答することとした。 	
次回会議の開催予定 令和4年3月12日 10時~ 対面またはZOOMの開催もあり	

第3回 理事会 報告

令和2年度(2020) 秋田県助産師会 第3回 理事会	
日時	令和3年3月14日(日) 10:00~12:00
場所	遊学舎 研修室4
出席者	宮野はるみ 高橋真樹子 堀井雅美 古田由美子 赤平敏子 成田和佳子 細谷由美子 柴田博美 宮城智恵子 猿田了子
欠席者	谷口久美子
<p>1. 報告事項</p> <p>1) 都道府県助産師会 代表者会議(第1回 11/24・第2回 2/8)報告</p> <p>2) 子育て・女性健康支援センター活動について</p> <p>3) 各市町村の産後ケア事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 委託費用の個人支払いのための担当者一覧の作成について ★ 今後の担当者間の情報交換について(ケアの質向上も含め) <p>4) その他</p> <p>(1) インシデント・アクシデント報告書運用開始について会員への周知</p> <p>日本助産師会 安全対策委員会では、全ての助産師が安全な助産業務を実践するために、助産ケアの安全に関する相談・助言を行っています。その一つ、医療事故防止・医療事故対策の一環として「<u>インシデント・アクシデント報告書の運用を開始</u>」します。本報告システムが目指すのは、全国で活躍する助産師が、助産ケアの過程において遭遇する様々な事象を共有することで「<u>警鐘とすること</u>」「<u>再発防止策の検討に役立てること</u>」であり、部会や活動形態の垣根を越えて<u>貴重な経験を共有するためのもの</u>です。</p> <p>(2) 助産所における業務継続計画 BCP 策定のためのガイドについて</p> <p>ガイドラインを日本助産師会ホームページにアップしているため、本ガイドラインを参考にひな形への入力し、各助産所のBCPを作成して欲しい。今後BCP作成のための堅守会を開催する予定である。(日本助産師会より)</p> <p>2. 協議事項</p> <p>1) 各種委員会等の規程の改訂について (1)と(2)を中心に討議し承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通費などの支払い 規程 (2) 災害対策委員会 規程 (3) いいお産の日 実行委員会 規程 (4) 安全対策委員会 規程災害対策委員会 規程 (5) 子育て女性健康センター運営委員会 規程 (6) 教育委員会 規程 (7) 北海道・東北地区研修会 実行委員会 規程 : 2023年度開催県:委員選出 (8) 専門部会委員会 規程 <p>*開業助産師から助産所部会担当者を決め、全国との情報共有できるようにしたい</p>	

2) (2022年)令和4年度 秋田県助産師会 通常総会 2022年6月18日(土)

(1) (2021年)令和3年度 事業報告

- ① 会員の動向
- ② 会員表彰推薦:各地区から次年度推薦候補選出(今後3年程度分を検討準備)
- ③ 推薦基準の明文化: 会員歴・役員就任歴・年齢等で検討したい

(3) (2022年)令和4年度 事業計画

- ① 事業内容
- ② 予算について

3) その他

次回会議の開催予定 6月19日(土)11時~ 秋田県助産師会 通常総会后 第1回 理事会

3) 令和3年度(2021年度) 地区活動報告

	月 日	内 容	参加
県北	8月	地区総会 資料送付	
秋田			
県南			

4) 各地区 所有物品 一覧

教材・物品		保有数			備考
		北	中央	南	
胎児ちゃん	おくるみ	2	2		手作り感のあるものもあり 補修しながら使用
	袋	2	2		
胎児人形セット	3ヶ月	1	2	2	
	4ヶ月	2	2	2	
	5ヶ月	2	2	2	
	7ヶ月	1	2	2	
	8ヶ月	2	2	2	
	10ヶ月	2	2	2	
粘土胎児人形	3ヶ月	2			12個×2セット
胎児用ドップラー		2	1	2	ゼリーは並木クリニックより寄付
妊婦ジャケット			2		2020年度購入
模擬子宮		2	1		
うまれーる	はさみ		2		
	胎児変身スーツ		3		
	敷物		4		
紙芝居	紙芝居		1	1	
	スタンド		1		
絵本			1		「うまれてきてありがとう」CD付
テニスボール			1		
CD			1		※産声 胎児心音
パネルなどの掲示	第二次性徴	1	1		※手作り
			2		※背面が全面磁石のものは重く使用していない
助産師Tシャツ黄色			不明		

5) 都道府県 助産師会 代表者会議 議事録

2021 年度 第 1 回 都道府県助産師会 代表者会議 議事録

日時：2020 年 11 月 12 日(木)14:30~16:30

方法：Web 会議

出席者：都道府県助産師会 代表者(別紙名簿)

日本助産師会役員：[理事] 島田真理恵、安達久美子、田口眞弓、久保絹子、永森久美子、馬目裕子、布施明美、岡本美和子、今村理恵子、安宅満美子、砥石和子、小谷寿美恵、佐藤三恵子、鹿野恵美、加藤直子、郷原寛子、入江寿美代、森伴子
[監事] 桑江喜代子、多賀佳子、柴田崇[事務局] 高橋尚、金寿子

議題：

A 報告事項

1. 行政等への要望等について 島田会長

11 月 17 日安達副会長と共に自由民主党本部へ出向き、3 点要望

1) 感染拡大第 6 波への対応に備え

2) 産後ケアに関して様々な課題あり、順次要望していくが今回は 2 点あげた。

2)-1 「妊婦健康診査補助券」と同様な「仮称：産前・産後ケアの補助券」の創設。

2)-2 都道府県の負担軽減を図るための係る諸経費の非課税化の意図が理解されず、委託費の引き下げ等の例もある。持続可能な産後ケア事業とすべく、自治体に国の委託費の考え方を明示してもらう。

3) コロナ禍セクシュアリティに係る課題が表在化、対応するための教育整備。

4) その他「少子化」「産後ケア事業」に関しては様々な団体が要望も、「産後ケアについては善処したい」との回答は得た。国会議員は各地域より選出されており、地元で同様の要望がなされていると反応がよい。各都道府県助産師会でも自治体への要望とともに地域選出、特に政権与党国会議員に要望すると本会の要望も対応してもらえる。日常的な関係づくりをお願いしたい。

2. 各都道府県助産師会会員組織率について 高橋事務局長

1) 会員数：2021 年 11 月 1 日現在 会員数 10,284 名(前年同月比 159 名増)

2) 組織率：2021 年 11 月 1 日現在 全国平均 27.9% 3 年前から微増もやや横ばい

★ 組織率は、各都道府県助産師会で 10%~60%とばらつきあり。組織強化委員会を立ち上げ、組織率好調な都道府県助産師会へのヒアリング等実施、対応策を検討中。

○追加説明) 田口副会長(組織強化担当理事)：組織率増加は本会の重要な課題、現状分析、今後の戦略検討中。各都道府県助産師会からも意見があれば頂きたい。会費納入のクレジット利用や、WEB 上での入退会、入会者を紹介するキャンペーン(入会者を勧誘したら研修会 1 回無料で受講等の特典)、医療施設へのちらし配布、助産師学校への訪問や、研修会での PR 等様々な案が挙がっている。退会者を減らす対策として、退会理由の調査やその対応や取り組みをしていきたい。

3. 2022 年度第 95 回通常総会、第 78 回日本助産師学会 高橋事務局長

★ 第 95 回 通常総会は 2022 年 5 月 27 日(金)一橋講堂にて役員・代議員対面で、一般会員はストーリーミング配信、COVID-19 感染拡大状況対応を含めハイブリット方式とし開催予定。

★ **アドバンス助産師更新、産後ケア実務助産師研修 修了者認定等について**

1) 産後ケア実務助産師研修終了者認定について 2020 年、2021 年度暫定期間が終了。2022 年度より新規申請者は 30 時間研修が必要となる。更新は 5 年毎、必須研修 6 時間(助産師に
関係するガイドライン 1.5 時間、地域における保健指導の実際 1.5 時間、母子保健事業・施策
1.5 時間、女性のメンタルヘルスとその対応 1.5 時間) で対面、コロナ禍ライブ配信を含めること
とする。選択研修 9 時間は学習項目からランダムに選択可能であり、必須研修 6 時間と合わせ合
計 15 時間を更新までの 5 年間に研修受講できればよい。資料は 2022 年度からの変更点と
追記を示す、参照されたい。各都道府県や地区で提示した内容に沿った研修会を開催してほしい。

4. 国際関連報告 高橋事務局長

ICM は日本から 3 団体(日本助産師会、日本助産学会、日本看護協会)が加盟。その中で重複
会員がいるにもかかわらず、それぞれの団体所属の会員数に見合った会費納入がされており負担が
大きい。今後 3 団体が ICM に対し適正な会費納入の交渉をするにあたり、それぞれの会員がどの
団体に所属しているか、日本看護協会が助産師免許証番号でとりまとめを行う。個人情報のため会
員に対するオプトアウトによる同意手続きが必要となり、内容と方法を資料 5 に示す。理事会で承認
済。同内容を本会 HP に掲載する、確認されたい。

5. 地区研修会について (資料 7) 高橋事務局長

2022 年度地区研修会の予定を示す。南北関東地区は 10 月 23 日、24 日頃に予定、中国・
四国地区は 10 月 8 日オンライン、開催後 2 週間程度オンデマンド配信で開催予定。近畿地区、
東海北陸地区の日程の重複があるがこのまますすめ、代表者会議を別日程で調整を検討していく。
更新内容は改めて提示する。

6. 開業助産師ラダー I 承認制度について:制度の概要&申請要件 島田会長

制度の概要が決定したので提示する。日本助産師会が独自に創設した制度。助産実践能力習熟
段階は日本看護協会のキャリアラダーを基盤とし 2015 年度より日本助産評価機構で開始され継
続。会員からこれとは別に開業助産師のキャリアラダー策定の要望があり検討、本制度の考案に至っ
た。(CLoCMiP®)レベルⅢの認証制度と連動はしているが、承認を得た助産師が自動的に開業助産
師ラダー I に承認されず、さらに 5 年後にアドバンス助産師を更新し、地域で活動していることを認
められた場合、開業助産師ラダー I の申請を行い承認、更新は 5 年毎。本制度の認証を得ることで
自立して助産師ケアを提供するアドバンス助産師、さらに開業助産師として地域で日々実践を積みか
さねている助産師として認め地域で活動が可能。「詳細な説明は Q&A で示す。確認しさらに質問
等あれば事務局へ問い合わせされたい。

1) 2022 年度研修会年間計画表 安達副会長

2022 年度から、「助産師のコアコンピテンシーで示す 4 つの指針をもとに研修会を計画。
COVID-19 が収束したとしてもオンデマンド及びライブ配信を基本としたい。NCPR、J-CIMELS
は対面とする。具体的内容は機関誌 2 月号以降で提示するので確認されたい。

○追加説明) 田口副会長: **会員マイページより日本助産師会や各都道府県主催の研修会や各地区
研修等、研修の申し込み等可能**となる。概要は、日本助産師会 HP に募集要項を掲載、**会員マイペ
ージと連動し、申し込みが可能**となり、**受講履歴によりポートフォリオ作成にも活用**できる。また、**研修
会費支払いもクレジット決済が可能**となるため**是非活用されたい**

2) 訪問看護ステーション事業について 島田会長

2021 年 5 月通常総会第 5 号議案「とりこえ助産院訪問看護ステーション事業」立ち上げに

伴う定款改正は否決された。国への再確認で、介護保険に係る事業はせず、医療保険に係る周産期母子に対する訪問看護ステーションであれば定款変更は必要ないと判明。その後理事会で本事業が承認され、立ち上げの方向で準備中。

3) 全国助産所分娩基本データ収集システム:2021年データ入力期限について 久保専務理事
データ収集により助産所の安全安楽な正常出産の実績の提示や助産所の安全性とケアの質の向上のため取り組む目的で協力を依頼。加入状況は 2021年11月2日現在、加入施設 246 79.1%。都道府県助産師会 登録 72.9%。

4) 会員調査について 久保専務理事

2016年、助産所及び出張のみで従事の助産所の実態を把握し要件を設定するための基本資料とすることを目的に、「助産師の活動実態調査」(日本助産師会会員調査)、および「助産所における分娩の安全性確保の方策に関する調査」(助産所調査)を実施。この度、厚生労働省補助事業として出張助産所(会員・非会員を含む)に対し活動実態や、妊娠期から育児期における母子の継続支援がなされているか否か、2017年法改正に伴う分娩安全確保の状況等も含め把握するため調査を行う。調査方法は、アンケート調査と継続支援の方法についてヒアリングであり事例集をまとめる。

※会員へ一度「会員マイページ」にログインしていただくよう各会員へ周知されたい。

島田会長挨拶:様々な意見をもとに会の方向性も含め、改めて理事と相談しつつすすめていきたい。それぞれの立ち位置で頑張ることは、母子とその家族のためによりケアが提供でき、また助産師職能の知名度、地位の向上にもつながる。今後も意見や協力をお願いしたい。

次回会議日程 2022年3月8日(火)14:00~16:00 Web 開催

以上 16:35 終了

6) 北海道・東北 地区懇談会 議事録

令和3年度(2021年度) 第1回 北海道・東北地区 代表者懇談会 議事録

日時：令和2年9月日(金)17時~19時

方法：WEB会議

出席者：高室典子(北海道)、福井りみ子(青森県)、乙部陵子(岩手県)、塩野悦子(宮城県)

宮野はるみ(秋田県)、佐藤陽子(山形県)、旭香織(福島県)、小谷寿美恵(北海道東北地区理事)

出席理事：島田真理恵(会長)、久保絹子(専務理事)、布施明美(総務理事)

議題

I 報告：各県上半期の活動報告及び情報交換

II 審議

- 産後ケア事業について、今年度はコロナ禍で制限している市町村もあるので。
 - ★ 病院から産後の生活への支援の動きもある。地域助産師の力を示していく。
 - ★ 盛んなところ、助産師会と行政で連携が進んでいるところなど、様々。産後ケア実務助産師研修修了者、保険への加入、質の担保をアピールしていく。
 - ★ 個別契約で助産所によって委託料が違うなど聞かれている。
 - ★ 市町村規模の問題もあり、宿泊型=経費の問題で開始できない地域もある。→デイ、アウトリーチから開始するなど検討している。市町村、国1/2ずつ負担なので、財政を圧迫しない方法を提案していく。
- 災害対策委員会について、委員も代わって、顔合わせをできていない。協定作成してからも災害を体験している。→もう一度改めて協定の読み合わせし直す。
- 分娩取り扱い助産所の嘱託医師確保について
 - ・分娩取り扱い助産所3施設で、嘱託医(開業医)が高齢を理由に嘱託医辞退の申し出があった。地域の別のクリニックに嘱託医依頼をしたが、受けてもらえない。隣町のクリニックも受けてもらえない状況。→いずれも医大からの圧力あり、助産師会から地域保健局長に連絡、医師会に要望書提出、衆議院議員にも相談中。妊産婦より、要望書を準備中。
- 北海道東北地区研修会について 会期：令和3年10月16日(土)17日(日)
会場：オンライン開催
 - ・令和4年度は、青森県担当。オンライン開催で準備
- 次回の代表者会議について
日程案：①令和4年1月8日(土) ②令和4年1月15日(土)午前、午後
会場案：集合またはオンライン

令和3年度(2021年度)第2回 北海道・東北地区 代表者懇談会 議事録

日時：令和4年1月8日(土) 13時～16時

会場：ZOOM 利用によるオンライン会議

出席者：島田真理恵(日本助産師会会長)、 安達久美子(日本助産師会副会長)
田口真弓(日本助産師会副会長)、 久保絹子(日本助産師会専務理事)
今村理恵子(日本助産師会助産所部会長)
高室典子(北海道助産師会)、 福井りみ子(青森県助産師会)、
乙部陵子(岩手県助産師会)、 塩野悦子(宮城県助産師会)、
宮野はるみ(秋田県助産師会)、 佐藤陽子(山形県助産師会)、
小谷寿美恵(福島県、北海道東北地区理事)、 石田登喜子(福島県助産師会)

議題

I 報告および情報交換 道各県下半期の活動報告(コロナ禍で工夫している点など)

北海道：雪が凄くて皆動けないでいる。産後ケアに対するクレームがあり、対応している。
マンパワー不足。リアル開催は難しい。

秋田県：年明けてから雪が多くバスや新幹線が止まったりしている。被害出るほどでないが除雪が間に合っていない状態。コロナはほぼ出ていないが、今後一気に増加するのではと危惧している。Zoomを導入し、会議・研修、いいお産の日イベントなどオンラインやハイブリッドで実施している。

岩手県：積雪はそれほどではないが低温はある。コロナ感染1月は毎日感染者が発生している。コロナの標準予防対策を実施し、会議、研修は全てZoomで実施している。

宮城県：理事会、委員会は全てZoomで実施している。不妊症・不育症ピアサポーター養成講座の研修の準備をしている。

山形県：研修会を3回実施した。お母さん対象の講習会も企画したが参加者が少なかった。会員への連絡はLineを活用している。一般会員、災害、母子支援、理事会など委員会もLineを活用し、密に連絡を取っている。研修会・講習会の参加者増えた。

青森県：マンパワー不足で、災害対策や研修会など役割が重複していて大変。会議はZoomで実施している。集まりや研修を開催できていない。

福島県：産後ケアはコロナ禍でも通常に実施しているが、利用者は増えていない。産後ケアをどのように行っているかを知ってもらうための交流研修会を実施した。

II. 会員の増について

各地域で苦慮している。専門職業人として、職能団体に入って自分が働き続ける環境を作る必要がある。

III. 地区研修会における3部会集会について

部会毎の人数差があるので、日本助産師会でも課題になっている。共通課題に関しては合同で実施してもいいのではないか。

審議

1. 令和4年度 北海道東北地 研修会について

日時：令和4年10月15日(土)16日(日)

会場：オンライン開催

担当：青森県

2. 特別功労者表彰および名誉会員の推薦について

日本助産師会からのメール参照（12/20 付）

*福祉事業申請は 2 月 28 日提出期限

3. 令和 4 年度 北海道東北地区会議について

1) 代表者会議（案）

第 1 回：令和 4 年 9 月 17 日（土）13 時～16 時で実施とする

第 2 回：令和 5 年 1 月 7 日（土）13 時～16 時で実施とする

2) 災害対策委員会議

案 1) 地区研修会に合わせて開催

案 2) 別日程で調整:各県の災害対策委員と検討してご意見を下さい

★災害に対応する訓練 報告期日：令和 4 年 2 月 5 日

7) 各委員会活動 報告

(1) 子育て女性健康支援センター事業

1. 1年間の各相談件数(実数)

電話(件)	来所(件)	訪問(件)	メール(件)	その他	合計
40	0	0	5	43	88

問題解決困難な事例件数	(件)
注意) 相談で病的な状況に移行しやすいようなもの、虐待や虐待に移行する恐れのあるものなど問題解決困難と思われる症例、あるいは社会的問題で(経済的、家族の問題、シングルマザーなど)他機関との連携が必要だったり、継続的フォローが必要な症例など、また来所や訪問などで無料で実施している内容の場合もカウントしてください。	0

報告書2	
健康教育活動 実施報告書	
対象者	実施回数(回)
就学前の子ども	0
小学生	66
中学生	13+20
高校生	0
保護者	0
教員	0
その他	0
総合計	86+31

※教材費は 86校分 $2,000 \times 86 = 172,000$ 円

※31校は、助産師会への依頼があり、担当地区の開業助産師が助産師会の教材を使用しないで担当して実施した。

(2) 災害対策委員会

日本助産師会災害に対応する訓練の運用事項

★ 災害に対応する訓練は、2月第1火曜日(毎年定例)



1. 9回目となる今年度の目的

- 1) 各都道府県助産師会会員の安否並びに被災状況や支援の必要の有無を確認
- 2) 各都道府県助産師会会長から地区理事を通じて日本助産師会報告するルートの確立
- 3) 助産師会会員が災害発生を想定し、災害時に対応する意識を持つ

2. 方法

1) 災害想定：2月1日(火) 午前10時

【秋田県仙北市で「震度6の地震」が発生した。津波はない。】を設定する。

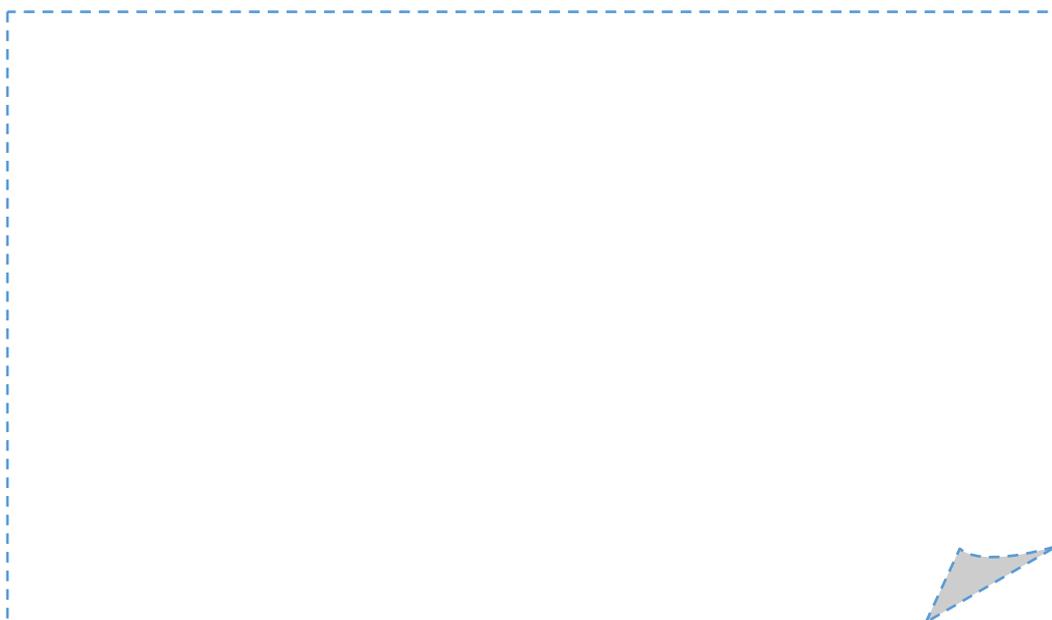
発信元：古田（災害対策委員）より県北地区長(成田)・中央地区長(細谷)・県南地区長(柴田)に各地区の会員の安否について確認するようにラインから連絡。

2) 訓練の方法

- ① 報告：全員の安否確認ができた時点で最終の連絡【**所要時間：10時間17分**】
- ② 会員全員の安否が確認できたら 災害対策委員古田から宮野会長へ連絡
- ③ 宮野会長から地区理事に「報告書：都道府県用」で報告
- ④ 地区理事は、報告を受け「報告書：理事用」を作成、各都道府県「報告書：都道府県用」「発災時の報告書式」とともに日本助産師会理事メーリングリストで報告

3) 訓練の対象：全会員（一部の会員の訓練ではない）

4) 安否訓練の目的達成度及び課題は、日本助産師会ホームページに掲載予定



8) 令和3年度(2021) 関係団体との活動状況

2021年度 関係団体との活動状況			
会議名	月日	時間	役員
秋田県小児保健会 理事会	2021年6月8日(火)	オンライン参加 18:30~20:00	宮野はるみ
秋田市男女共生推進会議	2021年 月 日()		
秋田県健康づくり審議会 母子保健分科会	2022年3月4日付け	COVID-19 対策のため資料配布	宮野はるみ
秋田市社会福祉審議会	2022年2月10日(木)	10:00~12:00 オンライン参加	宮野はるみ
秋田市社会福祉審議会 児童専門部会 秋田市子ども・子育て会議	2021年7月6日(火)	14:00~15:30	宮野はるみ
秋田市要保護児童対策地域協議会 実務者会議	2021年5月13日 2021年7月29日 2021年9月8日 2022年1月27日	14:00~16:00 欠席 オンライン 会議中止	古田由美子
秋田市要保護児童対策地域協議会 代表者会議	2021年5月 2021年2月4日(木)	COVID-19で中止 16:00~18:00	高橋真樹子
秋田県医療事故調査等 支援団体連絡協議会	2021年12月13日(月)	18:30~20:00	宮野はるみ
秋田母乳育児を支える会	2021年12月17日(木)	17:30~18:00	古田由美子

✿ 各団体等の総会や会議は、COVID-19の影響により縮小・中止やオンライン会議等が多くみられた。

2. 会員の動向

		前年度末 会員数	年度末 会員数	新規	転入	転出	退会	物故
平成 17 年度	2005 年度	74	70	2	0	0	5	1
18 年度	2006 年度	70	75	8	0	0	3	0
19 年度	2007 年度	75	79	4	3	0	3	0
20 年度	2008 年度	79	73	3	0	0	8	1
21 年度	2009 年度	73	68	2	0	1	6	0
22 年度	2010 年度	68	70	6	0	0	4	0
23 年度	2011 年度	70	68	4	1	0	5	2
24 年度	2012 年度	68	78	11	0	0	1	0
25 年度	2013 年度	78	78	2	0	0	2	0
26 年度	2014 年度	78	80	8	0	1	5	0
27 年度	2015 年度	80	81	3	0	0	2	0
28 年度	2016 年度	81	78	2	1	2	4	0
29 年度	2017 年度	78	79	6	0	2	3	0
30 年度	2018 年度	79	81	7	0	0	5	1
令和元年度	2019 年度	81	83	2	2	0	2	0
令和2年度	2020 年度	83	85	3	1	0	1	1
令和3年度	2021 年度	85	89	6	1	0	3	0
令和4年度	2022年	89	現在 83	0	0	1	5	0
地区別 内訳		2022.6.18 現在						
県北地区：14名		中央地区：38名			県南地区：31名			
所属部会 内訳		2021.6.19 現在						
保健指導部会：12名		勤務助産師部会：71名						
表彰者								
令和3年度(2021)		家族計画会長 表彰			中止			
令和3年度(2021)		秋田県看護 功労賞			貝田佐恵子 中村幸恵			
令和3年度(2021) 日本助産師会 会長表彰 菅原光子				令和3年度(2021) 日本助産師会 永年活動感謝状 牧 緑				
								

審議事項

3. 令和3年度(2021年度) 決算報告および会計監査報告

※決算書は、ホームページには掲載せず会員へ郵送予定

令和3年度(2021年) ブロック研修会基金 決算報告書(案)

月日	項目	収入	支出	合計
2021.4.1	前年度より繰越			1,000,122円
2021.5.27	口座より積立	200,000		1,200,122円
2021.8.21	利息	5		1,200,127円
2021.2.19	利息	5		1,200,132円

※ 2023年 北海道・東北ブロック研修会 開催資金 確保のため、別口座にて積立

3. 令和3年度 2021年度 決算報告および会計監査報告

会計監査報告

一般社団法人秋田県助産師会の会計監査を次のとおり実施しましたのでその結果を報告します。

1. 監査施行日

令和4年4月17日(日)

2. 監査結果

帳簿ならびに関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確を検討いたしました。

監査の結果、一般会計の収支決算は、現金・預金ともに相違ありませんでした。関係書類も正確に整理されていました。

一般社団法人 秋田県助産師会

監事

赤平 敏子

原簿には
印あり

監事

猿田了子

4. 令和4年度(2022年度)事業計画

1. 本部 第95回 通常総会・助産師学会 (総会一般参加は、オンラインストリーミング配信予定)

🌸 日 時：2022年5月27日(金)

🌸 北海道・東北 2022年10月16日(土)～17日(日) オンライン予定

助産師が耕す未来～育つ・育てる～
公益社団法人日本助産師会 2021年度 北海道・東北地区研修会

日程 2021年10月16日(土)・17日(日) Web研修会

10月16日(土)
 基調講演 (公社)日本助産師会会長 島田貴理恵
 講演1 「女性のメンタルヘルスと助産師の役割」 講師 佐藤中
 講演2 「経験から学ぶ～」 北海道入大大学院経済学研究科教授 船橋 聡
 ～プロフェッショナルへ成長するために～
 講演3 助産師学会「助産師の発展と活動」 北海道助産師会和歌山所長 西澤古樹
 助産師研修部会「コロナ禍における病院での母子支援」 助産師研修部会長 浅野真由子
 保健刷新部会「産後ケアの実践」 保健刷新部会長 大友洋志

10月17日(日)
 講演4 「愛着と虐待について」 北海道助産師大学会と健康学船橋教授 船橋 聡
 ～大切な命を守るために～
 講演5 「北海道における産後ケア」 札幌市保健福祉局企画課 染谷聡子
 ～札幌市における専人の経緯と現状～ 助産師センター所長
 講演6 「産後ケアの実践～」 天北大学大学院助産学専攻科教授 高宮典子

事務局 一般社団法人北海道助産師会 〒991-8657 札幌市北区北37条西1丁目12-599号

公益社団法人日本助産師会 2021年度
北海道・東北地区研修会参加要項

日程 2021年10月16日(土)・17日(日) Web研修会

◆参加費

	A. 会員	B. 非会員	C. 学生
全日	6,000円	8,000円	1,000円
1日	4,000円	6,000円	1,000円

◆申込URL: <https://tagayasu-mirai.peatrix.com>

※ Peatrixを初めて利用される方は、Peatrixへの登録が必要です。
 ナケトを申込時に「新規登録」の文字をクリックし手続きをお願いします。

※パソコンからのお申込みの際は、[北海道助産師会]のホームページより「地区研修会」のタブにお進みいただけますと、申込URLのリンクを登録しておりますので、ご利用下さい。

◆申込締切日：2021年9月30日(木) 20時
 抽籤選考をご希望の方は、9月30日までに申込み下さい。
 ＊最終締め切り 10月7日(木) 20時一但し抽籤の事前選考はできません。

◆申込みについて必ずお読みください。
 ①申込時に参加費の支払い方法をPeatrixより選択できます。
 ②申込、支払いが完了すると自動返信メールが届きます。
 ③研修会参加URLは開催1週間前にメールにてお送りします。
 ④研修会抽籤を事前に郵送いたします。
 ＊9月30日までに申込みの方のみ
 ＊以後お申込みされた方にはファイル添付にて抽籤をお送りします。
 ⑤当日研修会資料等ファイル添付にてメールでお送りします。
 ＊必ず受信可能なメールアドレスを申込時に記入下さい。
 ⑥お支払い後の返金はできません。予めご了承下さい。

●10月17日(日) 閉会式にて抽選会開催致します●
 【対象】2日間研修会に参加且つ閉会式に参加された方
 【賞品】北海道産品を予定
 【抽選方法】お楽しみ

◆お問い合わせ先
 北海道助産師会北海道・東北地区研修会実行委員
 Mail: hokkaido.osidwife-kengyukai@gmail.com

2. 研修事業 (ZOOM 利用しての研修会の開催)

1) 研修会の開催予定

2) いいお産の日 記念事業 (第5回)

日 時：令和4年(2022年)11月未定

場 所：県北 内 容：未定

3. 会議の開催 (オンライン会議)

🌸 一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会 (2022年6月19日)

🌸 理事会 3回/年 (6月、12月、3月)

🌸 役員会 必要時

🌸 3地区総会

4. 組織強化

- ✿ 非会員も含めた研修会開催・宣伝活動による秋田県助産師会のPR
組織率 **30%** を目指す = 目標会員数 97名 現在より 14名増加 目指す
- ✿ 秋田県助産師会ホームページを活用しての会員への情報提供の促進

5. その他

- ✿ 各市町村の産後ケア事業
- ✿ 母子保健コーディネーター事業
- ✿ 令和4年度(2022年度)会員の表彰候補者の推薦

※日本助産師会、秋田県助産師会の会員歴・役員歴、日頃の助産師としての活動を考慮し、県北・中央・県南の各地区より理事会へ推薦する。

表彰関係一覧		日本助産師会 入会10年以上	
	表彰名	基準	授与先
1	日本助産師会 会長表彰	助産師業務30年以上 本会員10年以上	日本助産師会
2	日本助産師会 永年活動 感謝状	会員で77歳に達したもの	日本助産師会
3	環境・保健事業功労者 表彰	年齢50歳以上 引き続き20年以上業務に就いている。	秋田県知事
4	秋田県文化功労者表彰	保健衛生の文化の向上発展に卓越した功績 個人10万円 これまで受賞者は80代以上が多い	秋田県知事
5	日本家族計画協会 会長表	満50歳以上で原則として母子保健事業又は家族計画事業に20年以上従事し、現に携わっている著しく功績のあった者	家族計画協会
6	社団法人 母子保健 推進会議 会長表彰	年齢関係なし	会長
7	母子保健 家族計画事業 功労者	年齢50歳以上 母子保健事業に20年以上で現在も従事	厚生労働省 (雇用均等・児童家庭局)
8	産科医療 功労者	20年以上、産科医療に従事 主たる業務が、母子保健家族計画功労に該当大臣表彰の対象者は除く	厚生労働省 (医政局)
9	医療 功労者 (推薦者に県医療功労賞)	困難な環境下で働いている医療関係者 専門的医療施設で献身的な取り組み 安心して暮らせる活動 50歳以上 15年以上従事し現在も継続	厚生労働大臣
10	母子保健 奨励賞	55歳未満 母子保健事業に5年以上従事し、地域に密着した活動で著しい功績をあげていて、今後も活躍が期待出来る個人	母子保健 功労顕彰会 財団法人 日本母子衛生 助成会
11	優良助産師 表彰	50歳以上 20年以上の就業(臨床または教育) 都道府県 知事表彰 または日本助産師会 会長表彰受章 済み	厚生労働省 大臣
12	叙勲 一類	70歳以上 開業助産師 40年以上の分娩介助の実績があり、助産師会の役員歴を有すこと 知事表彰・厚生表彰を受けたもの	国
13	黄綬褒章	55歳以上 自営30年以上40年未満。 知事表彰・厚生表彰を受けたもの	国

5. 令和4年度(2022年度) 予算 会員に郵送予定

6. その他

✿ **2023年度は、役員改選の年度となります。**

✿ 多くの方に助産師会の活動への参加を促進するため、役員に立候補して頂きたいと考えております。新しい感性を取り込み、より良い会にしていきたいと思います。

西暦	和暦	理事：任期2年⇒6年以内						監事4年⇒8年以内		理事：地区長			勤務部会	保健指導	助産所部会	子育て	災害対策委	研修委員	助産師の日
		会長	副会長	副会長	財務	総務	総務	監事	監事	東北地区長	中央地区長	東南地区長							
2011	平成23年	猿田了子	高橋真樹子	古田由美子	貝田佐恵子		宮野はるみ	篠田玲子	堀井雅美	菅原光子	貝田佐恵子	菅野れつ子				高橋真樹子 猿田了子			宮城智恵子 石神智子 貝田佐恵子 新田智子
2012	平成24年	猿田了子	高橋真樹子	古田由美子	貝田佐恵子		宮野はるみ	篠田玲子	堀井雅美	菅原光子	貝田佐恵子	菅野れつ子				高橋真樹子 猿田了子			
2013	平成25年	猿田了子	高橋真樹子	古田由美子	貝田佐恵子		宮野はるみ	篠田玲子	堀井雅美	菅原光子	貝田佐恵子	菅野れつ子				高橋真樹子 猿田了子		山形尚子 菅原光子 池田弘恵	宮城智恵子 石岡真理子 大澤美奈子 谷口久美子
2014	平成26年	猿田了子	高橋真樹子	古田由美子	貝田佐恵子		宮野はるみ	篠田玲子	堀井雅美	菅原光子	近藤真利子	菅野れつ子				猿田了子 古田由美子		山形尚子 藤原ひとみ 菅原光子 池田弘恵	岩間美希子 石岡真理子 大澤美奈子 谷口久美子
2015	平成27年	猿田了子	高橋真樹子	古田由美子	貝田佐恵子		宮野はるみ	篠田玲子	堀井雅美	菅原光子	近藤真利子	赤平敏子	赤平敏子	菅原光子	該当なし	高橋真樹子 猿田了子	古田由美子		
2016	平成28年	猿田了子	高橋真樹子	古田由美子	貝田佐恵子		宮野はるみ	篠田玲子	堀井雅美	三浦智子	近藤真利子	赤平敏子	赤平敏子	菅原光子	該当なし	高橋真樹子 猿田了子	古田由美子		
2017	平成29年	猿田了子	高橋真樹子	古田由美子	貝田佐恵子		宮野はるみ	篠田玲子	堀井雅美	三浦智子	近藤真利子	赤平敏子	赤平敏子	近藤真利子	該当なし	高橋真樹子 猿田了子	古田由美子	渡邊美奈子	県南
2018	平成30年	高橋真樹子	猿田了子	宮野はるみ	古田由美子	谷口久美子	宮城智恵子	篠田玲子	堀井雅美	三浦智子	近藤真利子	赤平敏子	赤平敏子	近藤真利子	該当なし	高橋真樹子 猿田了子	古田由美子 菅川真由美	藤原ひとみ 小西真樹子 菊地麻里	県北
2019	令和1年	宮野はるみ	高橋真樹子	堀井雅美	古田由美子	谷口久美子	宮城智恵子	赤平敏子	猿田了子	成田和佳子	近藤真利子	柴田博美	赤平敏子	高橋真樹子	該当なし	高橋真樹子 猿田了子	古田由美子 菅川真由美	藤原ひとみ 小西真樹子 菊地麻里	中央
2020	令和2年	宮野はるみ	高橋真樹子	堀井雅美	古田由美子	谷口久美子	宮城智恵子	赤平敏子	猿田了子	成田和佳子	細谷由美子	柴田博美	赤平敏子	高橋真樹子	該当なし	高橋真樹子 猿田了子	古田由美子 菅川真由美	猿田了子 川村ひとみ 中川麗子	県南
2021	令和3年	宮野はるみ	高橋真樹子	堀井雅美	古田由美子	谷口久美子	宮城智恵子	赤平敏子	猿田了子	成田和佳子	細谷由美子	柴田博美	赤平敏子	高橋真樹子	該当なし	高橋真樹子 猿田了子	古田由美子 菅川真由美	猿田了子 川村ひとみ 中川麗子	県北
2022	令和4年	宮野はるみ	高橋真樹子	堀井雅美	古田由美子	谷口久美子	宮城智恵子	赤平敏子	猿田了子	成田和佳子	細谷由美子	柴田博美	赤平敏子	高橋真樹子	該当なし	高橋真樹子 猿田了子	古田由美子 菅川真由美	猿田了子 川村ひとみ 中川麗子	中央
2023	令和5年																		県南
2024	令和6年																		県北
2025	令和7年																		中央
2026	令和8年																		県南
	選挙年度																		

令和4年 一般社団法人 秋田県助産師会 役員名簿 2022年

役職	氏名	郵便番号	住所	電話番号
会長	宮野はるみ 中通総合病院			
副会長	高橋真樹子			
副会長	堀井 雅美			
財務	古田由美子			
総務	谷口久美子 平鹿総合病院			
総務	宮城智恵子 秋田厚生医療センター			
監事	赤平 敏子 雄勝中央病院			
監事	猿田 了子			

地区長

県北	成田和佳子 北秋田市民病院			
中央	細谷由美子 秋田赤十字病院			
県南	柴田 博美 雄勝中央病院			

各種委員会

子育て・女性健康支援センター推進委員 ★090-6454-1334 10時～16時	高橋真樹子・猿田了子 訪問相談 3,000円・性教育 20,000円
災害対策委員	古田由美子・中村 幸恵
安全対策委員	古田由美子・皆川真由美
教育委員	猿田 了子・中川 郁子・川村ひとみ
保健指導部会	高橋真樹子
勤務助産師部会	赤平 敏子
いいお産の日：中央地区	県南
北海道・東北ブロック研修会実行委員会	2023年予定

一般社団法人 秋田県助産師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人秋田県助産師会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を秋田市茨島二丁目3番52号に置く。

2. 当法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、助産師の業務倫理の向上を図ると共に専門的実践の研究に努め、あわせて母子保健に関する知識の普及並びに家族保健及び女性の一生における性と生殖をめぐる健康の改善に関する事業を行い、もって地域の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 母子保健の普及指導に関する事業
- (2) 助産業務の振興に関する事業
- (3) 助産師育成に関する事業
- (4) 母子保健及びリプロダクティブヘルツ／ライツに関する事業
- (5) 助産所経営の改善に関する事業
- (6) 会員相互扶助に関する事業
- (7) その他これら各号記載の事業に付帯、関連する事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した助産師の免許を有する個人。
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同した助産師以外の個人及び団体・企業。

(入退会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。当法人を退会する場合もやむを得ない事由がある場合を除いて、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、社員総会の議決を経て会長が細則に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 助産師免許を取り消されたとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 当法人が解散し、又は破産したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、出席した代議員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種別、招集等)

第12条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2. 通常社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
3. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第21条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
4. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催30日前までに公表し、会員に通知しなければならない。

(権能)

第13条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更に関する事項
- (7) 当法人の解散に関する事項
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(議長)

第14条 社員総会に議長団を置く。

2. 議長団は3名以内とし、社員総会前の理事会で正会員の中から選出する。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第17条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名を副会長とする。

3. 理事のうち、1名を総務担当理事、1名を財務担当理事とする

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会において会員の中から選任する。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3. 会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(職務)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 総務担当理事は当法人の庶務をつかさどる。

4. 財務担当理事は当法人の会計をつかさどる。

5. 理事は理事会を構成し、定款及び社員総会の決議に基づき当法人の業務を執行する。

6. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会又は理事会の招集を請求し、又は第3章又は第5章の定めにかかわらず、社員総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任する時は、最初の選任から6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。
3. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
4. 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任する時は、最初の選任から8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。
5. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
6. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、出席した代議員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第24条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には費用を支弁することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が報酬規定に定める。

(顧問)

第25条 会長の諮問に応ずるため当法人に顧問を5名以内置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は、無給とする。

(役員の実任免除)

第26条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項の規定に関わらず、当該理事、監事が善意かつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事、監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当法人は同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事、監事(理事、監事であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 理事会規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長その他の業務執行理事の選定及び解職

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第26条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

4. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし前条第4項により理事が招集する場合を除く。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の管理)

第36条 当法人の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常社員総会に報告しなければならない。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第3号、第4号、第6号の書類については、社員総会への報告に代えて、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2. 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会が選任する。

3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の成立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第44条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	猿 田 了 子
設立時理事	高 橋 真樹子
設立時理事	古 田 由美子
設立時理事	貝 田 佐恵子
設立時代表理事	猿 田 了 子
設立時監事	篠 田 玲 子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所

氏名 猿 田 了 子

2 住所

氏名 高 橋 真樹子

3 住所

氏名 古 田 由美子

4

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人秋田県助産師会 設立に際し、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 菊地喜久雄は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成23年7月22日

住所

設立時社員 猿 田 了 子

住所

設立時社員 高 橋 真樹子

住所

設立時社員 古 田 由美子

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 菊 地 喜久雄

一般社団法人 秋田県助産師会 細則

第1章 総則

第1条 定款第2条第2項に定める従たる事務所は会長宅にし、公にする。

第2章 組織

第2条 本会は次の3地区で組織される。

(1) 県北地区 (2) 中央地区 (3) 県南地区

2 各地区に地区長を置き、地区の運営に当たる。

第3章 会費

第3条 本会正会員は年間5,000円の会費を納める。

2 会費の納入方法は、公益社団法人日本助産師会で定めたとおりとする。

第4章 理事会

第4条 定款第19条に定める役員その他、各地区長を理事として選出し、総会で承認を得る。

第5条 通常理事会は年3回とする。

第5章 委員会

第6条 本会事業の円滑な運営のため次の委員会を置く。

(1) 子育て女性健康支援センター運営委員会

(2) 専門部会委員会

(3) 安全対策委員会

(4) 国際助産師の日記念事業実行委員会

(5) 北海道・東北ブロック研修会実行委員会

(6) 教育委員会

2 各委員会は運営上の問題を審議し、会長に助言する。

3 各委員会は規程に沿って運営し、理事会に報告する。

施行期日

平成23年5月15日

教育委員会 規程

(目的)

第1条 会員の実践能力、質向上をねらいとし、研修の企画・運営を行う事を目的とする。

(事業)

第2条 教育継続ポイントに該当する研修の年間計画を立案し、実施、運営をする。
2 年度末に次年度研修計画を公益法人日本助産師会に申請する。

(事業費)

第3条 事業費は一般会計から支出する。

(委員会の構成・定数)

第4条 会長の委嘱により、3名以上で構成する。

(委員長の選出・任期)

第5条 委員の中から委員長を選出し、理事会の承認を得る。
2 委員長の任期は2年とし、再選を妨げない。また、理事兼任も妨げない。

(委員会の開催)

第6条 委員長が必要と認めた場合に委員会を開催する。

(報告)

第7条 委員長は研修計画内容その他活動内容を理事会に報告しなければならない。

施行期日 2022年4月1日
附則 2009年7月12日 改正
2022年3月12日 改正

いいお産の日 実行委員会 規程

(目的)

第1条 「いいお産の日」の行事を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 「いいお産の日」の行事の企画・運営をする。
2 実行委員長は、県北地区・中央地区・県南地区の担当地区が輪番制で行う。

(事業費)

第3条 事業費は、一般会計から支出する。

(委員の構成・定数)

第4条 委員は、各地区からの推薦で会長の委嘱により、数名で構成する。

(委員長の選出・任期)

第5条 委員の中から委員長を選出し、理事会の承認を得る。
2 委員の任期は、1年とし、行事終了後までとする。
3 委員の交代は、担当地区から次年度の担当地区へ行う。

(委員会の開催)

第6条 委員長が必要と認めた場合に委員会を開催する。

(報告)

第7条 委員長は、庶務報告、その他の活動内容を理事会に報告しなければならない。

施行期日 2022年4月1日
附則 2006年4月16日 改正
2022年3月12日 改正

安全対策委員会 規程

(目的)

第1条 会員の助産師としての業務が安全に施行されるように、公益法人 日本助産師会 安全対策委員会の事業と連携することを目的とする。

(事業)

第2条 助産業務を施行するうえでの安全に関する教育事業を行う。

(事業費)

第3条 事業費は、一般会計から支出する。

(委員会の構成・定数)

第4条 各専門部会(保健指導・勤務)と各1名ずつ、計2名と理事1名を合わせて、3名とする。うち1名を委員長とする。

(委員長の選出・任期)

第5条 委員の中から委員長を選出し、理事会の承認を得る。
委員長の任期は2年とし、再選を妨げないが最長6年とする。

(委員会の開催)

第6条 委員長が必要と認めた場合に委員会を開催する。

(報告)

第7条 委員長は、庶務報告その他、活動内容を理事会に報告しなければならない。

施行期日 2022年4月1日
附則 2006年4月16日 改正
2022年3月12日 改正

一般社団法人 秋田県助産師会

災害対策委員会 規程

(目的)

第1条 平常より災害に備え、県災害対策マニュアルにそって、公益社団法人 日本助産師会 災害対策委員会の事業と連携することを目的とする。

(事業)

第2条 災害時の対策について、確認・見直しを行う。
災害に関する研修会を企画・開催し、災害に関する啓発活動を行う。

(事業費)

第3条 事業費は、一般会計から支出する。

(委員会の構成・定数)

第4条 各地区会から1名ずつ、計3名と会長・理事を合わせて、計5名から構成する。うち1名を委員長とする。

(委員長の選出・任期)

第5条 委員の中から委員長を選出し、理事会の承認を得る。
委員長の任期は、2年とし、再選を妨げないが、最長3期(6年)とする。

(委員会の開催)

第6条 委員長が必要と認めた場合に委員会を開催する。

(報告)

第7条 委員長は、庶務報告、その他活動内容を理事会に報告しなければならない。

施行期日 2022年4月1日

子育て女性健康支援センター 運営委員会 規程	
(名称)	
第1条	一般社団法人 秋田県助産師会「子育て女性健康支援センター」とし、拠点を「母と子の助産師ステーション」に置く。
(目的)	
第2条	子育て支援、女性のライフサイクル全般への支援、青少年育成のために地域社会に貢献することを目的とする。
(事業)	
第3条	前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 1 「母と子の助産師ステーション」の無料電話相談・来所相談・訪問相談 2 「いのちの大切さ」出前講座の講師派遣 3 関連団体からの依頼事業に関すること 4 その他目的達成のために必要なこと 5 研修会
(委員会の構成)	
第4条	一般社団法人 秋田県助産師会 会員で、子育て女性健康支援センターの活動に自発的に参加する意志を持って登録した会員で構成する。
(役員の種類及び定数)	
第5条	次の役員を置く。 (1) 代 表 1名 (2) 副代表 1名 (3) 地区代表 3名 (東北・中央・東南) (4) 会 計 3名 (東北・中央・東南) (5) 庶 務 1名
(役員の選出・任期)	
第6条	代表は、一般社団法人 秋田県助産師会 会長とする。
第7条	副代表は、一般社団法人 秋田県助産師会 副会長とする。
第8条	地区代表は地区長とする。その他の役員は委員会の互選とし理事会の承認を得る。
第9条	同一役員は任期は2年とし、再選を妨げない。
(職務)	
第10条	代表は本委員会を組織する。 2 副代表は 本委員会の運営をつかさどる。 3 地区代表は 各地区の活動を代表し、運営をつかさどる。 4 会計は 本委員会の会計をつかさどる。 5 庶務は 本委員会の運営に関わる庶務及び活動報告書等の記録物の作成を担当する。
(会議)	
第11条	会議を年1回以上開催する。
(報告)	
第12条	本委員会の活動内容は理事会に報告しなければならない。
施行期日	2022年4月1日
附則	2006年4月16日 改正 2011年5月15日 改正 2022年3月12日 改正

北海道・東北地区研修会 実行委員会 規程	
(目的)	
第1条	北海道・東北地区研修会が、円滑に実施できることを目的とする。
(事業)	
第2条	北海道・東北地区研修会の企画および運営をする。
(事業費)	
第3条	事業費は、一般会計から支出する。
(委員会の構成・定数)	
第4条	理事のうち会長、副会長2名、財務担当理事、他理事から2名の計6名で構成する。 2 実行委員長1名、会計1名、書記1名を置く。
(実行委員長の選出・任期)	
第5条	会長を除く委員の中から選出し、理事会の承認を得る。 2 任期は、北海道・東北地区研修会開催年の2年前から当該年の3年間とする。
(委員会の開催)	
第6条	実行委員長が、必要と認めた場合に委員会を開催する。
(報告)	
第7条	実行委員長は、応務報告その他活動内容を理事会に報告しなければならない。
施行期日	2022年4月1日
附則	2006年4月16日 改正 2022年3月12日 改正

(社) 秋田県助産師会 交通費など支給規定	
【理事会】【各種委員会】	
★ 会議開催会場と自宅との距離が、片道5km以上30円/km(ガソリン価格変動)支給	
★ 交通費支給対象者は、会議開催1週間前までに所定の書類(別紙1)を提出	
★ 高速料金は、利用明細書もしくは、領収書の提出があれば支給	
【研修】	
★ 外部講師に支給する交通費は、実費での支給 車を使用された場合は、JRの料金を参考にして算出して支給	
★ 講師料については、講師と相談して決定する。	
★ 会員が講師を担当する場合、1研修(90分以内)5,000円に設定 交通費は、実費支給	
★ 資料や会場などの経費は、助産師会がすべて負担	
【いいお産の日イベント】	
★ 会議やイベント当日の交通費	
★ 会議開催会場と自宅の距離が、片道5km以上30円/km(ガソリン価格変動)支給	
★ 地区内での会議なので 高速料金は支給しない	
★ イベント手伝い日当1,000円	
(社) 秋田県助産師会 産後ケア・電話相談担当料など支払いに関する規定	
【産後ケア】	
★ 助産師会のゆうちょ銀行の口座の振り込みを確認してから支払う (直接支払い) 振込額をそのまま支払う (口座振込の場合) 振込額から振込手数料を引いた額を振り込む	
例：ゆうちょ銀行の場合5,900円が振り込まれます。(6,000円-100円手数料) 他銀行の場合5,780円が振り込まれます。(6,000円-220円手数料)	
【電話相談担当料】	
★ ボランティアの日当て担当して頂いているので、振込手数料は助産師会が負担	
★ 領収書にサインをして会計まで郵送もしくは、その場で記入して頂く	
★ 勤務助産師の方は、20万円を超える場合は、確定申告が必要	
★ 支払調書が必要な方は、書類提出期限の2週間前までに会計までご連絡する	

(別紙1) 理事会・会議など交通費 請求書

氏 名		電話番号	
住 所			
E-mail			
振込口座	振込口座		
振込口座	振込口座		
振込	金額(千円以下四捨五入)	手数料	内

(別紙2) 産後ケア・電話当番など担当料 振込先

氏 名		電話番号	
住 所			
E-mail			

振込口座確認書

▼金融機関	
金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 別	
口座番号	
口座名義(カナ)	

▼ゆうちょ銀行

振 込	
口座番号	
口座名義(カナ)	